

川合寺児童公園便益施設（飲食店） 管理運営事業者公募要項



令和7年6月



【 目 次 】

1	管理運営事業者を公募しようとする公の施設の概要	1
2	施設の使用条件、運営条件等	1
3	施設の使用期間	1
4	施設の使用料	1
5	応募資格等	2
6	申請の受付期間	3
7	提出書類	3
8	公募要項説明会	3
9	質問書受付	4
10	無効又は失格	4
11	選定方法	4
12	応募の辞退	4
13	選定スケジュール（予定）	4
14	選定結果の通知	5
15	その他	5
16	お問合せ先	5
別表 1	評価項目	7

川合寺児童公園便益施設（飲食店）管理運営事業者公募要項

東近江市役所に隣接した都市公園である川合寺児童公園（以下「本公園」という。）に便益施設（飲食店）を整備し、公園利用者をはじめ来庁者等の市民の利便性の向上を図るため、以下のとおり本公園に設置する便益施設（飲食店）（以下「飲食店」という。）の管理運営事業者（以下「事業者」という。）を公募する。

1 事業者を公募しようとする飲食店の概要

- (1) 名称 （仮称）東近江市川合寺児童公園飲食施設
- (2) 所在地 東近江市八日市緑町122番地 ほか（本公園内）
- (3) 施設概要等 別紙仕様書のとおり

2 飲食店の使用条件、運営条件等

別紙仕様書のとおり

3 飲食店の管理運営期間

市が指定した日（※）から5年間とし、市が許可した場合には、5年を上限として期間の更新をすることができる。

なお、この期間には、飲食店の開設に伴う工事、設備の設置、開店準備及び閉店に伴う原状復旧に要する期間を含むものとする。

（※）令和8年3月竣工（開業）予定のため、令和8年1月頃から使用可能とする予定。ただし、工事の進捗によって若干前後する可能性がある。

4 施設の使用料

使用料は、次に示す使用料の合計額とする。ただし、上下水道使用料、光熱費（電気、ガス）、通信料、ごみ処理費等は事業者が個別契約を行い事業者負担で支払うものとし、詳細は別紙仕様書に定める。

使用料の支払については、年度分を一括払いとし、毎年度4月末日までに納付すること。ただし、初年度は、施設管理許可後、30日以内に、許可日から令和8年3月31日までの分を月割で納付すること。

- (1) 飲食店部分（仕様書に定める管理区域面積248.5㎡）

東近江市都市公園条例（平成17年東近江市条例第206号）別表第1に基づく使用料248,500円/年（1年につき1平方メートル当たり1,000円）

- (2) 事業者用駐車場（市役所敷地内の市が指定する1区画12.5㎡）（※）

東近江市行政財産使用料条例（平成17年東近江市条例第70号）別表1に基づく使用料51,428円/年

(※) 1区画以上の事業者用駐車場を希望する場合は、市と協議すること。

5 応募資格等

(1) 応募者の資格

ア 応募者は、法人、個人、その他の団体（以下「法人等」という。）又はグループとし、グループで応募する場合はグループを代表する法人等を定めること。

イ 応募者は、原則として、3年以上の飲食店経営経験を有すること。

(2) 法人等であって、当該法人等又はその代表者若しくは役員等が次の条件を全て満たすものに限る。

ア 行為能力を有すること。

イ 破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されていないこと。

エ 入札参加停止及び指名停止措置を受けていないこと。

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

ク 国税、県税、市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。

(3) 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、当該施設においてグループ応募の構成員となることはできないこととする。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできないこととする。

(4) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は、原則として認めない。ただし、公募受付期間中については、グループを構成する法人等に限り、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがある。この場合には、必要に応じ、応募書類の再提出を求める。

(5) 東近江市川合寺児童公園飲食施設の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力がある法人等であること。

(6) 東近江市川合寺児童公園飲食施設の管理運営を行う上で、市が進める中心市街地活性化施策を理解し、協力できる法人等であること。

6 申請の受付期間

令和7年6月20日（金）午前8時30分から同年7月22日（火）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に東近江市都市整備部都市計画課（東近江市役所本館2階）に必着のこと（郵送可）。

7 提出書類

以下の書類を正本1部提出すること。

なお、グループ応募の場合、(3)の書類は、グループを構成する全ての団体分を提出すること。

(1) 応募申込書（様式3-1）【単独で応募の場合】

応募申込書（様式3-2）【グループで応募の場合】

(2) 応募グループ構成員一覧表（様式4）【グループで応募の場合】

(3) 応募資格確認書類

ア 会社概要書（様式第5号）【法人の場合】 ※パンフレットがあれば添付

イ 履歴事項全部証明書（申請前3箇月以内に発行されたもの）【法人の場合】

個人事業の開業・廃業等届出書の控え【個人の場合】

ウ 直近3事業年度分の決算書

エ 国税、県税、市税、法人税、消費税等を滞納していないことの証明書

オ 飲食店営業に必要な資格証明書、免許等の写し（食品衛生責任者、防火管理者等）

(4) 企画提案申請書（様式6-1）【単独で応募の場合】

企画提案申請書（様式6-2）【グループで応募の場合】

(5) 企画提案資料（任意様式）（※）

ア 運営体制及び形態

イ サービス（メニュー等）

ウ 事業実績（店舗数、店舗経営年数等）

エ その他（アピールポイント等）

（※）「別表1 評価項目」に沿った提案資料とすること。

(6) その他市長が必要と認める書類

8 公募要項説明会

(1) 日時 令和7年6月27日（金） 午後1時から午後3時まで

(2) 場所 東近江市役所311会議室（新館3階）

(3) 内容 公募要項の説明、概要説明、各種条件の細部、必要書類等応募に係る詳しい説明を行うので、説明会に参加される場合は、6月26日（木）までに公募要項説明会参加申込書（様式1）を電子メールで東近江市都市整備部都市計画課へ

提出すること。提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

9 質問書受付

この要項に関する質疑については、次のとおりとする。

(1) 質疑の資格者

本要項中「5 応募資格等」を満たす者とする。

(2) 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び提出先
質問書（様式2） を電子メールで提出すること。	受付期間 令和7年6月27日（金）から 同年7月4日（金）正午まで 提出先 東近江市八日市緑町10番5号 東近江市都市整備部都市計画課 toshikei@city.higashiomi.lg.jp

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他審査を行うに当たって不相当と認められるもの

11 選定方法

評価基準を設定し、選定委員会における書類審査及びヒアリングの内容を総合的に評価し事業者を選定する。また、選定委員会の委員の中に申請しようとする法人等の役員等がいる場合は、公平を期すため、当該法人等は、本公募の申請をすることができない。

評価項目は別表1のとおりとし、各審査委員が採点を行い、評価点の総合計が最高得点の提案者を事業者として選定する。ただし、評価点が基準点を満たしていない場合は選定しない。提案者が1者の場合であっても審査を行うものとする。

選定された事業者に事故あるときは、次点の提案者を事業者として選定する。ヒアリング及び審査経過については非公開とし、審査結果は文書で通知する。

12 応募の辞退

応募者は、応募申込みを行った後、企画内容審査（ヒアリング）を行う前であれば、応募を辞退することができる。辞退する場合、速やかに辞退届（様式7-1又は様式7-2）を本市担当課へ提出すること。

13 選定スケジュール（予定）

項目	時期
公募要項公表（市ホームページ）	令和7年6月中旬
公募、説明会受付開始	令和7年6月20日（金）
公募要項説明会	令和7年6月27日（金） 午後1時から午後3時まで
公募要項に関する質問受付	令和7年6月27日（金）から 同年7月4日（金）正午まで
質問に対する回答	令和7年7月9日（水）までに ホームページ上で回答
公募締切	令和7年7月22日（火）正午まで
企画内容審査（ヒアリング）	令和7年7月24日（木）
事業者の決定	令和7年8月上旬

14 選定結果の通知

後日、全ての応募者に文書で通知する。

15 その他

(1) 知的財産の取扱い

企画提案書類の内容については、提案者の個別の知見及びノウハウが含まれているため、これらの知的財産の保護について次のとおり取り扱うものとする。

ア 企画提案書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。

イ アについては、原則として、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）第7条第2号アに該当する情報として、公開しないこととする。ただし、提案者が公開することを承諾した場合は、この限りではない。

ウ 審査結果について、事業者を選定された法人等の名称は公表するが、事業者を選定されなかった応募者及び個別の提案内容については公表しない。

(2) 申請に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 選定委員会の選定結果についての異議の申立ては、受け付けない。

16 問合せ先

〒527 - 8527

東近江市八日市緑町10番5号

東近江市都市整備部都市計画課 担当 堤、田附

I P 050-5801-5655

電 話 0748-24-5655

F A X 0748-24-1249

e-mail toshikei@city.higashiomi.lg.jp

別表1 評価項目

大項目	小項目	評価の視点	配点
1 運営体制 及び形態	運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日及び営業時間は市民が利用しやすいものか。 ・運営方法は、円滑に、安定的に、利用者の満足度を高めることができるものとなっているか。（接客、従業員管理、仕入れ・在庫管理、売上・経費の管理、集客・マーケティング等） 	20点
	安全管理及び食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生及び品質管理について、事故防止の体制及び事故への対応策は講じられているか。 ・店内清掃のタイミングや方法は適切か。 ・施設の防犯、防災等の安全管理方法は適切か。 	10点
	従業員の配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の配置体制は安定的な運営を行えるものとなっているか。 ・従業員の労働条件や教育訓練等に関する基本方針があり、その内容は適切か。 	10点
	要望等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの要望等の把握や対応の考え方は、利用者に寄り添ったものとなっているか。 	
2 サービス	メニュー等	<ul style="list-style-type: none"> ・メニューの内容及び価格は、利用者の満足度を高めることができるものか。 ・テイクアウトメニューはあるか。 ・その他提供を予定しているサービス等はあるか。 	30点
3 事業実績	提案内容に類似した事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか。 ・直近3事業年度分の決算書は、収益性、安定性の観点から良好なものか。 	20点
4 その他	アピールポイント等	<ul style="list-style-type: none"> ・出店に際し、アピールできる事項や優位性及び特徴のある事項はあるか。 ・市が行う事業や近隣イベント等への協力、中心市街地活性化施策との整合性等 	10点
合計点			100点

※ 「川合寺児童公園便益施設（飲食店）管理運営事業仕様書」を満たす企画提案とすること。

※ 企画提案資料は、A4サイズに提案項目ごとに簡潔に記載すること。